

もっと香美市事業者応援補助金

新型コロナウイルス感染症の拡大により、影響を受けている事業者を対象に、感染症への対策及び事業継続に向けた取組（設備投資等）に対し、市独自の補助金を交付します。



香美市イメージキャラクター
さくらてんし ©やなせたかし

1.対象者

香美市内に事業所を有しており、新型コロナウイルス感染症拡大により、令和2年の年間事業収入が令和元年の年間事業収入と比較して減少している中小企業者（中小企業支援法第2条第1項に規定する中小企業者）

※令和2年1月以降に香美市内で開業した中小企業者も対象となります。

※令和2年の年間事業収入が令和元年の年間事業収入と比較して増加（※同額を含む）している中小企業者は対象外となります。

※系統出荷による収入のみである個人農業者（個人の林業・水産業についても同様）は対象外となります。

2.補助率等

補助率	取組	新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組 及び事業継続に向けた取組
	売上の減少率 (※1)	
補助率	20%未満	補助対象経費の10分の8以内
	20%以上～50%未満	補助対象経費の10分の9以内
	50%以上	補助対象経費の10分の10以内
	令和2年1月以降開業	補助対象経費の10分の7以内
補助金額		上限：50万円

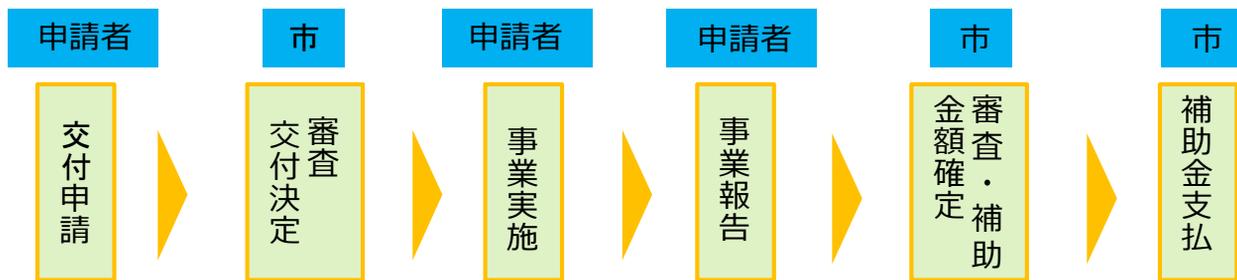
※1 売上の減少率の判断基準等は、令和2年の年間事業収入と令和元年の年間事業収入を比較します。
令和元年に開業した場合は、特例の計算式を用いる。

3.取組例

取組内容	新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組 業種団体等が定めた「業種別感染予防対策ガイドライン」等に基づいて実施する取組に要する経費	事業継続に向けた取組
取組例	<ul style="list-style-type: none">空気清浄機の購入（ウイルス除去機能等を有するもの）非接触検温器の購入換気設備の整備や改修パーティションの購入 など	<ul style="list-style-type: none">ホームページやパンフレット等の作成・改訂などの広報宣伝費事業計画の実施に必要な設備導入に要する設備導入費新商品の試作品や包装パッケージの試作開発に支払われる開発費事業計画の実施に必要な業務の一部を第三者に外注（請負）するために支払われる外注費事業遂行に直接必要な機器、設備等のリース料、レンタル料として支払われる賃料

【問い合わせ先】香美市商工観光課 TEL：0887-53-1084

5.補助事業の流れ



6.注意事項

- ①同一事業者からの申請は**1回限り**となります。
- ②補助事業の内容及び経費等を変更する際は、事前の承認が必要です。
- ③補助金交付決定を受けても、定められた期日までに実績報告の提出がないと、補助金は受け取れません。

重要

- 国や県、市町村が実施する他の補助金との併用は可能ですが、**補助対象とする同一の物品等について重複受給はできません**のでご注意ください。
- 予算額に達した場合は、申請の受付を終了する場合があります。**

7.申請

申込受付
期間

令和3年4月13日（火）
～令和3年11月30日（火）
※当日消印有効

申請書類
配布場所

香美市のHPからダウンロードまたは
商工観光課・香北・物部支所の窓口
※詳細については「交付要領」をご覧ください。

申請方法

商工観光課まで郵送または持参してください。

8.お問い合わせ先・申請書提出先

〒782-8501 高知県香美市土佐山田町宝町1-2-1
香美市役所 商工観光課 T E L : 0887-53-1084